

第 1716 回（5 月 20 日）

フランスにおける

農業所得格差と CAP 改革

石 井 圭 一

1992 年 5 月に EU 理事会において決定された共通農業政策（CAP）の改革は、価格支持水準の引下げが招来する農業所得の低下を直接所得補償金で補填するものである。構造的な過剰生産基調の中、生産刺激的な価格支持から、面積に応じた所得補償を行うより生産中立的な農業政策への転換である。穀物の過剰問題を解消すべく CAP 改革を実施するにいったが、改革論議の中には農業所得の格差問題が伏在していた。特に、共通農業政策下の価格支持政策が農業経営の所得格差を増長させている側面であり、マンスホルトプランが公表された 1960 年代後半にすでに指摘された事実である。このことは、CAP 改革に先立つ EU 委員会のレポートの中でも繰り返される。

そこで、EU 農業生産額の 20%強を占めるフランスにおける農業所得の格差の推移を明らかにするとともに、CAP 改革が農業所得格差に及ぼす影響について検討した。主な検討結果は以下の通りである。

(1) 農業所得格差を捉えるために、県最終農業販売額（1991 年）の構成から海外県を除く 92 県のうち「粗放型畜産県」（5 県）、「集約型畜産・酪農県」（5 県）、「大規模畑作県」（11 県）、「山間酪農県」（9 県）に類型区分した。各類型の特徴は、各類型区分の主要作目別特化係数と、規模と集約度の関係から明らかになる。まず、1970 年と 1991 年を比べると、大規模畑作の穀物を除き主生産物の特化係数は高まり、生産地域の特化傾向がうかがえる。以上区分から、大規模畑作の労働生産性は高く、集約型畜産・酪農では全国平均並み、粗放型畜産、山間酪農では全国平均の 60%を下回る県がかなり見られる。

(2) 全国ベースの実質経営所得は、1973 年にピークに達した後停滞を続け、同水準を再び達成するのは、1990 年代に入ってからのことである。この間農業所得の伸びが著しいのは、集約型畜産・酪農であり、大規模畑作は 1980 年代半ばまで傾向的に下落した後安定的に推移、山間酪農は 1970 年代後半低落した後微増傾向にある。これに対し、粗放型畜産は 1980 年代前半まで安定的に推移したが、その後低落している。このような農業所得の推移の背景には、生産者価格の低落がある。

(3) CAP 改革は、1962 年に農産物不足を背景として形成された農産物価格支持制度の抜本的改革であり、価格支持水準の削減を直接所得補償に代替するものである。この結果、経営総所得に占める補助金の割合は、いずれの類型でも高まった。特に大規模畑作では、改革前 1991 年の 3.9%から 1995 年の 55.2%に、また 1980 年より粗放型畜産経営を対象とした直接所得補償が供与された粗放型畜産は、43.1%から 88.3%に上昇した。補償金算定に際して一定の政策的配慮が行われたこともあり、改革後の高所得部門の大規模畑作と低所得部門の畜産部門の所得格差は若干の縮小傾向がみられる。

(4) 供給過剰に伴う価格調整の過程で、傾向的には大規模畑作の優位は後退する一方で、全国平均並みの構造再編が進んだにもかかわらず粗放型畜産、山間酪農の農業所得水準は依然低位にある。CAP 改革による直接所得補償への移行により、今後所得再分配問題が一層明示的な課題と位置づけられるであろう。その際、財政的制約がある中で農業歳出の配分はゼロサムが前提となる。このため、所得再分配は部門間、部門内における既得権をめぐる交渉となる。この際、大規模畑作と成長著しい集約型畜産・酪農には競争力向上と環境問題が支持削減の圧力として働き、粗放型畜産、山間酪農には農村資源問題が順風として作用するであろう。